備考

1　厚生労働大臣が登録事務を行う場合には、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。

2　指定登録機関が登録事務を行う場合には、当該登録機関に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、当該登録機関の登録事務規程の定めるところにより手数料を納付すること。

3　1及び2の場合において、登録免許税の額が3万円以下の場合にあつては、領収証書の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。

4　④欄、⑥欄及び⑧欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、いずれか該当する文字を○で囲むこと。

5　⑤欄は④欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、⑨欄は⑧欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。

6　⑦欄は、例えば「医師」、「薬剤師」等と記入すること。

7　⑩欄は、例えば「厚生労働大臣から、別表第1号の作業場について作業環境測定を行うことができる第一種作業環境測定士となることができるとの認定を受けた。」等と記入すること。

8　申請書には申請前6月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽、縦30ミリメートル横24ミリメートルの写真を添付すること。

9　提出の際には、登録を受けることができる事実を証する書面を提示すること。